

# 避難所運営委員会資料



総務部防災危機管理課



# 避難所運営委員会 次第

- 開会（防災危機管理課職員 紹介）
- 防災危機管理課から説明
  - 1 一時避難場所と指定避難所について
  - 2 避難所運営委員会について
  - 3 災害種別ごとの動きについて
  - 4 便利な防災ツールについて
- 質疑応答
- 閉会



# 1 一時避難場所と指定避難所について

## (1) 一時避難場所とは（地震災害のみ）

- ・ 笛吹市で「**震度5弱以上**」の地震が起こった場合に、**行政区で安否確認をするために集まる一時的な避難場所**

例えば・・・区の公民館、神社の境内、〇〇（目印になるような場所）の前など、行政区によっていろいろな場所が決められています。

また、組ごとに決められている場合もありますので、確認しておきましょう！

## ※ 一時避難場所は1か所とは限りません！

- ・ **自宅に被害がなくても、必ず一時避難場所へ避難する**  
避難する際は、『隣近所で相互に声かけ』を行いながら、『家族の安否と被害状況』を区役員や組長に伝えましょう！



## (2) 指定避難所とは

・台風など災害の発生があらかじめ予想される場合、災害の危険性がなくなるまで、**身の安全を守るために避難する場所**

・地震や台風などの災害により、**自宅が被災し、戻れなくなった人（被災者等）が、一定期間避難生活をする場所**

※ 市内には、小、中、高等学校の体育館や校舎、スコレーセンターなどの公共施設を含め、30か所の指定避難所があります。

※避難する際は、指定避難所のほか  
『**親戚や知人宅など、安全な場所に避難**』  
しましょう！

※親戚や知人宅など、安全な場所に避難することを『**分散避難**』といいます。



## 2 避難所運営委員会について

### (1) 避難所運営委員会とは

- ・避難所管理職員、施設管理者、避難所運営委員で構成される委員会

避難所管理職員 ⇒ 市職員

施設管理者 ⇒ 避難所になっている施設管理者（学校の先生等）

避難所運営委員 ⇒ 各行政区選出（3人）の避難所運営に携わる方

### (2) 避難所管理職員、施設管理者の役割

- ・災害が発生し又は発生するおそれがあり、市民等が指定避難所に避難する必要がある場合、まず避難所管理職員（市職員）と施設管理者が協力して、指定避難所の開設を行います。

### (3) 避難所運営委員の役割

- ・避難所が開設され、避難者の受け入れを行った場合は、**避難者が住んでいる行政区の避難所運営委員（3人）に、避難所の運営に携わっていただきます。**

発災後3日を目途に、市職員及び施設管理者は、災害の応急復旧業務に従事しなければならないため、避難所を離れるので、その後の避難所運営については、避難所運営委員、行政区が協力しながら、**『避難者による自主運営』**が基本となります。



## ～避難所運営マニュアル（基本モデル）～

### 【避難所運営委員の主な役割】

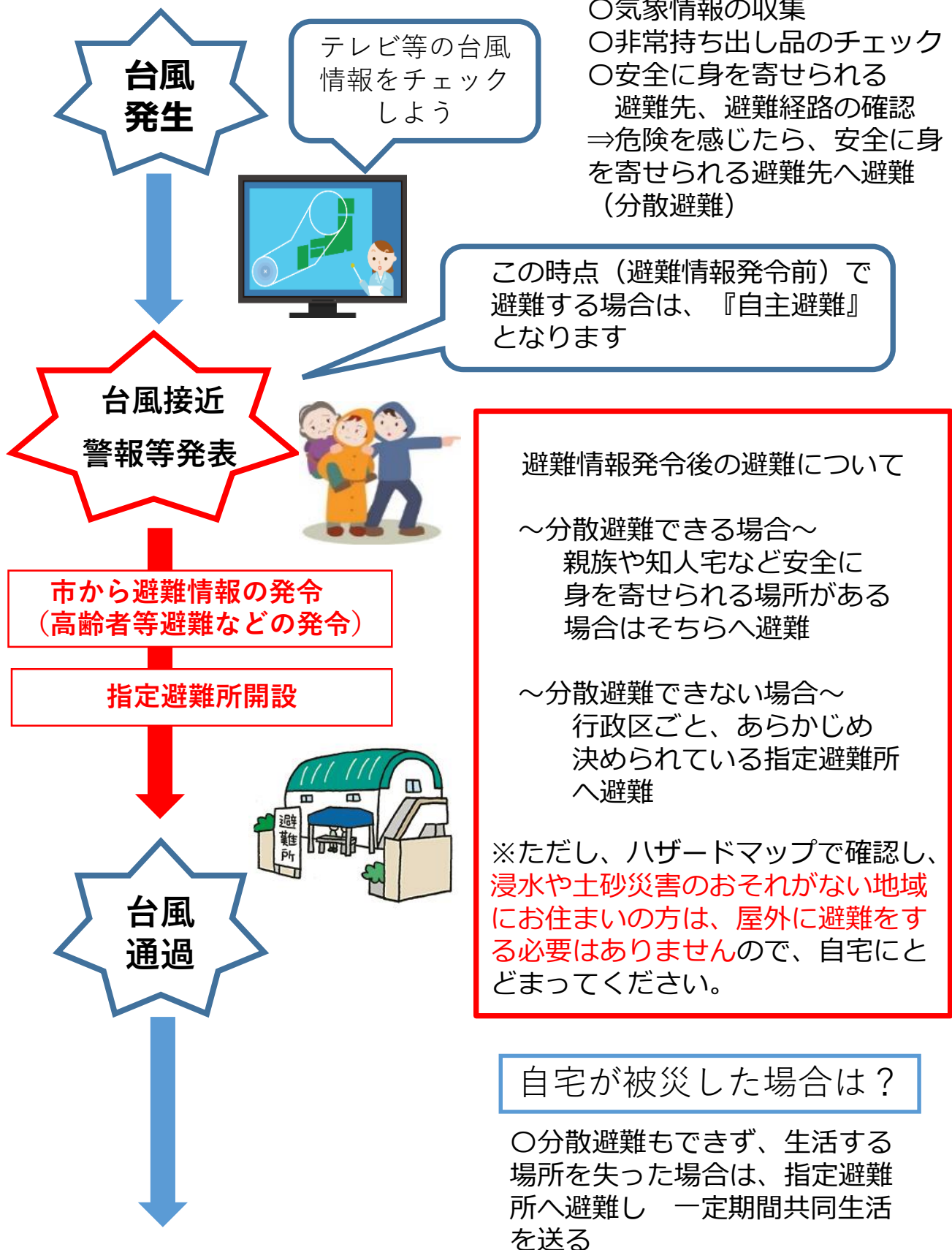
⇒ 避難生活に必要な係や班長（構成員）などの  
選任を行っていただきます。

ぜひ、  
ご一読ください！！

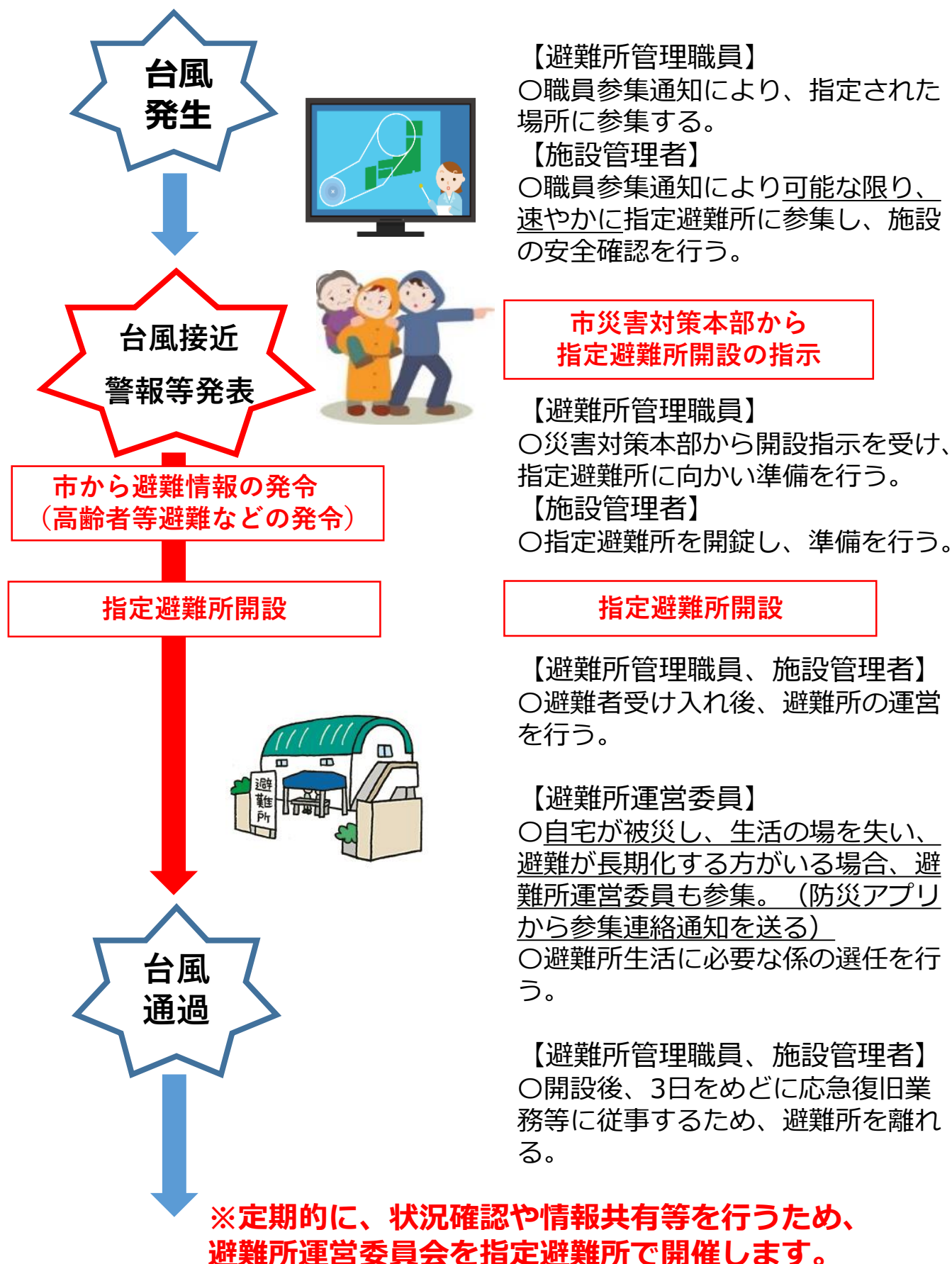


### 3 災害種別ごとの動きについて

#### (1-1) 風水害の場合



## (1-2) 風水害の場合



## (2-1) 地震の場合

地震  
発生

被害状況が  
確認された  
場合  
は・・・

指定避難所開設

### 【地震が起きたら】

○安全確保行動（※）をとり、  
第一に自分の身を守る。

### 【震度5弱以上の地震が起きた場合】

○隣近所で声を掛け合いながら、各行政  
区で決められている一時避難場所へ  
避難し、安否の報告を行う。  
○安否報告後に、自宅が被災していな  
ければ、自宅に戻れる。

（※）安全確保行動とは  
地震から身を守るための  
『まず低く、頭を守り、動かない』  
という3つの行動のことです。

いざという時、その場で実践しましょう！



**DROP!**



**COVER!**



**HOLD ON!**



自宅が被災した場合は？

○分散避難もできず、生活する場  
所を失った場合は、指定避難所へ  
避難し、一定期間共同生活を送る。

## (2-2) 地震の場合

地震  
発生

被害状況が  
確認された  
場合  
は・・・



指定避難所開設



※定期的に、状況確認や情報共有等を行うため、避難所運営委員会を指定避難所で開催します。

### 【避難所管理職員】

○職員参集通知で指定された場所に参加する。  
(市内に被害状況が確認された場合、指定避難所の開設を判断することがあります)

### 【施設管理者】

○職員参集通知により可能な限り、速やかに指定避難所に参加し、施設の安全確認を行う。

### 【震度5弱以上の地震が起きた場合】

### 【避難所運営委員】

○一時避難場所に参加し、行政区の安否確認や被害情報の収集に協力する。

(特に、自宅が被災した区民がいないかの確認)

○安否報告後に、自宅が被災していなければ、自宅に戻る。

市災害対策本部から  
指定避難所開設の指示

### 【避難所管理職員】

○災害対策本部から開設指示を受け、指定避難所に向かい、準備を行う。

### 【施設管理者】

○指定避難所を開錠し、準備を行う。

指定避難所開設

### 【避難所管理職員、施設管理者】

○避難者受け入れ後、避難所の運営を行う。

### 【避難所運営委員】

○自宅が被災し、生活の場を失い、避難が長期化する方がいる場合、避難所運営委員も参集。(防災アプリから参集連絡通知を送る)

○避難所生活に必要な係の選任を行う。

### 【避難所管理職員、施設管理者】

○開設後、3日をめどに応急復旧業務等に従事するため、避難所を離れる。

## 4 便利な防災ツールの紹介

### (1) 笛吹市防災アプリ

新たな情報発信ツールとして、令和7年2月から笛吹市防災アプリ「防災ふえふき」の運用を開始しました。このアプリは、防災行政無線情報の確認、気象情報や市が発信する避難情報の受信、現在地周辺の避難所情報やハザードマップの表示などが可能です。

災害時だけでなく、日常生活においても便利に使えますので、ぜひ活用をお願いします。



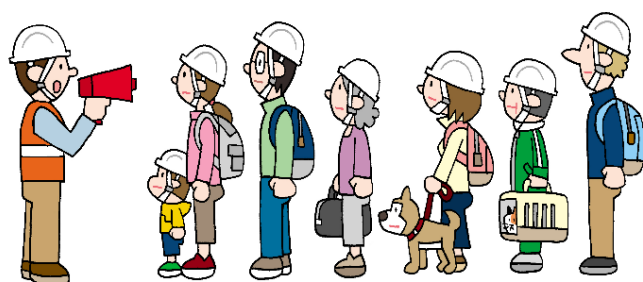
### (2) 笛吹市防災無線メール

防災行政無線を補うものとして、放送が聞き取りにくい地域にお住いの方や耳の不自由な方、また、市外にいる場合などにも情報をお届けできるようにするものです。

スマートフォンをお持ちの方は、(1)の防災アプリをインストールすることで、防災行政無線放送を受信することができます。

お持ちの携帯電話では防災アプリをインストールできない方は、笛吹市防災無線メールで、防災行政無線放送の内容をメールで受け取ることができます。

避難指示などの災害情報を瞬時に市民の皆様にお伝えするため、ぜひ登録をお願いします。



### (3) 防災行政無線聞き取りサービス

防災行政無線で放送した最新の内容を電話で確認できるサービスです。

「0120-218-611」に電話をすると、録音された防災行政無線の最新の放送を含め3つまでの放送を、順次聞くことができます。

### (4) 山梨県災害情報メール配信システム

気象情報や土砂災害などの情報をメールで配信します。



### (5) Yahoo！防災速報

避難情報をお知らせします。



### (6) 「災害発生時の避難方法」について

災害種別に応じて開設する指定避難所の一覧や、災害情報等の入手方法、時間の経過に沿った市民の避難行動などを記載した「災害発生時の避難方法」を修正し、令和3年7月に全戸配布しました。

冊子は、笛吹市ホームページでも公開しています。出水期前に再度の確認をお願いします。

笛吹市ホームページ

ホーム＞市民向けページ＞防災・救急＞防災＞避難の仕方＞災害発生時の避難方法について

